

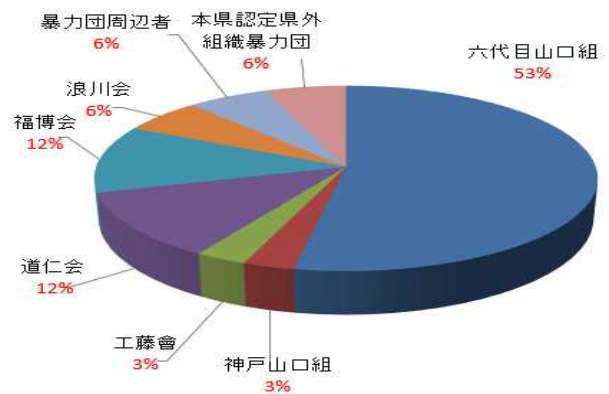
19 暴力団の取締り

■最近の暴力団情勢

我が国の治安悪化の要因の一つとして、組織犯罪の活発化が挙げられます。組織犯罪の中核となる暴力団は、令和2年12月末現在、全国で約25,900人を把握しており、前年に比べ約2,200人減少しました。長崎県内では令和2年12月末現在、11組織約160人を把握しており、前年に比べ約30人減少しています。

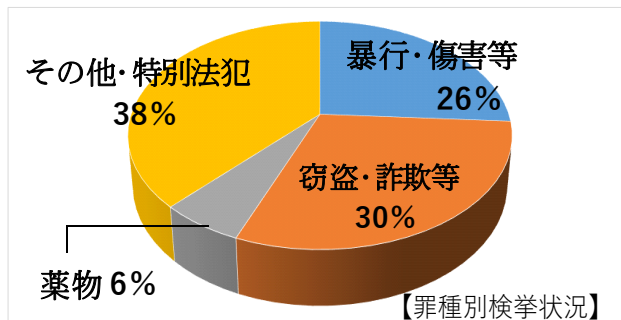
暴力団犯罪の取締りや暴力団排除活動の進展に伴う資金獲得活動の困難化等から暴力団は年々減少しているものの、全国的に六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因すると思われる殺人事件等が発生しており、本県においても同傘下組織があるため、警戒を強化している状況です。

なお、本県では、六代目山口組傘下組織が5組織（勢力数約90名）、神戸山口組の傘下組織が1組織（勢力数約5名）を把握しています。



【長崎県内の暴力団勢力】

■暴力団取締状況



【罪種別検挙状況】

長崎県警察では令和2年中、暴力団員等62人を検挙しています。

罪種別で主なものとしては暴行・傷害・恐喝等の粗暴犯が16人（約26%）、窃盗・詐欺等が19人（約30%）、覚醒剤取締法違反等の薬物犯が4人（約6%）となっています。

組織別検挙では、六代目山口組系が12人（約20%）となっています。

■暴力団対策法の運用

暴力団対策法により、指定暴力団員がその所属する指定暴力団の威力を示して行う不当な要求行為は禁止されています。

主な禁止行為としては、

- ① 寄付金等の名目による不当贈与要求行為
- ② みかじめ料・用心棒代の要求行為
- ③ 暴力団への加入強要・暴力団からの脱退妨害

などがあります。

犯罪に至らず事件化できない場合においても、相手方の平穏な生活が害されていると認められれば、暴力団対策法に基づき、その行為をしてはならない旨の行政命令を発出しています。

行政命令は、指定暴力団員が検挙されることから逃れ、犯罪にならない領域において不当な資金源活動等を展開することを封じ込めることが最大の目的であり、本県では令和2年中、みかじめ料要求行為や不当贈与要求行為で、中止命令を2件、再発防止命令を1件発出しています。

